

報告議題

「個人情報保護に関する法律第66条第1項に
基づき講ずる措置の取組状況について」
の資料の見方について

- 個人情報保護に関する法律第66条第1項では「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の**安全管理のために必要かつ適切な措置**を講じなければならない。」としています。（上記の措置について、以下「安全管理措置」といいます。）
- 区は、安全管理措置の具体的な内容等を杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準（以下「基準」といいます。）に定めています。
- 基準では、個人情報の取扱いを8類型（後述）に整理し、それぞれの取扱いを行う際に講じなければならない措置を定めています。また、取扱いを行う際には、講ずべき措置について自己点検を行い、その結果を区の内部会議体であるデジタル・セキュリティ部会に報告し、点検内容の妥当性について承認を受けることとしています。

- また、区では、杉並区個人情報の保護に関する条例に基づき、「業務を新たに開始するに当たり、個人情報を保有するときは、必要な事項を個人情報登録簿に登録しなければならない。」としています。
- 個人情報登録簿には、当該業務でどのように個人情報を取り扱っているか(どのような項目を保有しているか、どのような目的で外部に個人情報を提供しているか等)が記録されています。個人情報の取扱いを行う際には、個人情報登録簿の内容に反映する必要があるため、個人情報登録簿の内容を変更する際に必要な自己点検を実施するとも言えます。
- 資料3の「個人情報の保護に関する法律第66条第1項に基づき講ずる措置の取組状況について」は、デジタル・セキュリティ部会での部会員と案件提出課との質疑の記録であり、【参考資料】はデジタル・セキュリティ部会で使用した資料です。

○報告「個人情報の保護に関する法律第66条第1項に基づき講ずる措置の取組状況について」については、資料3と【参考資料】を並べていただき、資料3の部会報告に対応する参考資料のページをご覧くださいと、部会が確認したことや、指摘した内容の詳細をご確認いただけます。

○参考資料は以下の順番で綴られています。

「自己点検表の表紙」→「〇〇の記録」→「自己点検表〇〇」→
→「▲▲の記録」→「自己点検表▲▲」→・・・

（〇〇、▲▲は個人情報取扱いの類型（保有、外部委託など））

○個人情報登録簿は、変更を行った箇所にアンダーラインを引きます。

○自己点検表は、登録簿で変更を加えた箇所のみ点検対象としています。

○個人情報取扱いの類型について①

個人情報登録簿の記録及び自己点検表は、以下の 8 類型があります。

(1) 個人情報の保有

業務において取得した個人情報の管理に関すること

(2) 外部委託

保有個人情報に係る業務の処理を外部に委託すること

(3) 指定管理

指定管理者に公の施設の管理を行わせること

(4) 労働者派遣

保有個人情報に係る業務について労働者派遣の役務の提供を受けること

○個人情報取扱いの類型について②

(5) 目的外利用

利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用すること

(6) 外部提供

区の機関以外のものへ保有個人情報を提供すること

(7) 電算入力

保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織(システム等)に記録すること

(8) 外部結合

区の機関が管理する電子計算組織を区の機関以外のものが管理する電子計算組織と電気通信回線で接続すること

○次ページ以降で、参考資料の見方についてご説明いたします。

（指定管理、労働者派遣については事例が少ないため、本資料での説明を割愛しています。）

○本資料及び参考資料内では、特段の記載がない限り、「法」と記載されている場合は「個人情報の保護に関する法律」のことをいい、「政令」と記載されている場合は「個人情報の保護に関する法律施行令」をいいます。

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表				
対象業務名		ごみ・資源等の収集・回収に関する業務		
主管部課名		環境部杉並清掃事務所		
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	変更	令和7年10月1日	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
○	外部委託	変更	令和7年10月1日	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
○	電算入力	変更	令和7年10月1日	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
○	外部結合	変更	令和7年10月1日	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
案件の概要	粗大ごみの収集申込をインターネット受付で行う際の粗大ごみ処理手数料の支払いに、クレジットカードなどによる電子決済サービスを導入し、申し込みから支払いまでオンラインで行えることで、区民の利便性の向上を図るため導入する。 粗大ごみに関して、コールセンター及び収集事業者と情報共有する必要があるため、必要な個人情報を提供する。			
	【個人情報の保有】 「手数料の納付方法」及び「手数料の納付状況」を追加する。			
	【外部委託】 民間事業者(コールセンター)に対する委託項目に「手数料の納付方法」及び「手数料の納付状況」、民間事業者(収集事業者)に対する委託項目に「手数料の納付方法」を追加する。			
	【電算入力】 「手数料の納付方法」「手数料の納付状況」を追加する。			
	【外部結合】 民間事業者(コールセンター)に対する外部結合による提供項目に「手数料の納付方法」及び「手数料の納付状況」、民間事業者(収集事業者)に対する外部結合による提供項目に「手数料の納付方法」を追加する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果		令和 年 月 日		
		報告了承		
		以下のとおり		
		()		
備考				

【自己点検表（表紙）】

○点検事項

「個人情報の保有等」から「外部結合」まで8類型あります。

○新規・変更

新たに記録を作成する場合は「新規」、既存の記録に追加等する場合は「変更」とします。

○実施予定年月日

個人情報の取扱いを開始する予定日です。

○根拠法令等

個人情報を取り扱うことに根拠法令等がある場合は記載します。

○案件の概要

個人情報を取り扱う行政事務の内容と、主管課の現状及び課題、課題への対応が前段に記載されています。

後段においては、この対応に伴い個人情報の取扱いを変更等するに当たり、必要な自己点検を実施し、個人情報登録簿の内容を変更することが記載されています。

個人情報の保有の記録

業務の名称	ごみ・資源等の収集・回収		に関する業務
部課名	環境部杉並清掃事務所		
個人情報の利用目的	ごみ・資源等の収集・回収を行なうため		
対象となる個人の範囲	ごみ集積所を利用する区民・事業者及びごみ集積所の管理を行う者・事業者、その他ごみ等収集処理申込者		
個人情報の取得方法	☒ 本人から取得 ☐ 本人以外から取得		
	本人以外から取得の根拠又は理由		
個人情報の記録の方法	☒ 文書(紙) ☐ 共有フォルダ ☒ 電子計算組織 ☐ その他:		
電子計算組織の名称 (記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照)	1	粗大ごみ申告受付システム	
	2	電子申請システム(廃棄物管理責任者選任届)	
	3	電子申請システム(事業用大規模建築物における再利用計画書)	
	4	地理情報システム	
	5		
	6		

個人情報の記録の内容	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
	氏名	収入の状況		家族構成	日常生活動作の範囲
	住所	土地の状況		ごみ内容・手数料	職業
	生年月日	建物の状況		生活保護受給状況	勤務先
	続柄	り災状況		住居の状況	役職
	電話番号	口座番号		相談の内容	ボランティア活動の内容
	印影			使用集積所	
	メールアドレス			要望・苦情の内容	
				指導状況	
				協議の経過	
			相談事例の内容		
			支援計画の内容		
			手数料減免理由		
			車両番号		
			手数料の納付方法		
			手数料の納付状況		

【個人情報の保有の記録】

○業務の名称

区では業務単位で個人情報の利用目的を設定しています。

○部課名 業務の主管課です。複数課で作成する記録もあります。

○個人情報の利用目的

個人情報を保有するに当たり特定した利用目的です。この利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有することはできません。

○対象となる個人の範囲

当該業務で個人情報を利用される者を記録します。

○個人情報の取得方法

本人から取得するか、本人以外から取得するかを記録します。本人以外から取得する場合には、根拠法令又は相当の理由を記録します。

○個人情報の記録の方法

紙、庁内共有フォルダ、電子計算組織（システム）等、記録形態を記録します。

○電子計算組織の名称

当該業務で利用する、個人情報を記録するシステムを記録します。

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)		報告	6
業務の名称	ごみ・資源等の収集・回収に関する業務		
主管部署名	環境部杉並清掃事務所		
業務の根拠法令等	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則		
利用目的(全体)	ごみ・資源等の収集・回収を行なうため		

対象となる個人の範囲 (第1号)	ごみ集積所を利用する区民・事業者及びごみ集積所の管理を行う者・事業者、その他ごみ等 収集処理申込者
---------------------	--

No	保有する 個人情報の内容 ※下線は 要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)			2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)
		保有する個人情報の利用目的は何か。〈第3号〉 ・保有する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉	・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉	・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉	・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉
		利用目的	変更前の利用目的との相当の関連性	利用目的を明示する方法等	根拠法令又は相当の理由
1	手数料の納付方法	ごみ等の収集を受ける者を管理するため		法第62条4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。)	
2	手数料の納付状況	ごみ等の収集を受ける者を管理するため		法第62条4号に該当(取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。)	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

【自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの取得)】

○保有する個人情報の内容

追加等を行う個人情報項目です。当該項目が要配慮個人情報

(注)である場合は、項目名に下線を引きます。以下、ほかの自己点検表においても同様です。

○1. 個人情報の保有(第2号～第5号)

個人情報を保有するに当たっての点検事項です。利用目的の範囲内であること、利用目的を変更する場合は、変更前の目的との関連性、本人から直接取得する際の利用目的の明示方法を確認します。

○2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)

本人以外から個人情報を取得するに当たっての点検事項です。根拠法令又は相当の理由を確認します。

(注) 要配慮個人情報…不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述が含まれる個人情報をいいます。

外部委託の記録3

業務の名称	ごみ・資源等の収集・回収		に関する業務
部課名	環境部杉並清掃事務所		
委託先の区分	民間事業者(コールセンター)		
委託の期間	☐ 単年度 ☒ 継続		
委託の内容	粗大ごみの受付業務		
再委託の内容・理由			
委託の条件	☒ 個人情報に関する秘密保持	☒ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応	
	☒ 個人情報の目的外利用の禁止	☒ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄	
	☒ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☒ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任	
	☒ 個人情報の第三者への提供の制限	☒ 契約内容の遵守状況についての定期的報告	
	☒ 個人情報の複製等の制限	☒ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等	
	☒ 個人情報の安全管理措置	☒ 関係法令の遵守	
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☒ 外部結合 ☐ その他: 外部結合による授受 外部結合の記録 2 のとおり		

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	電話番号
4	電子メールアドレス
5	粗大ごみの内容・量
6	手数料減免事由
7	建物の状況
8	手数料
9	区内地図
10	収集状況
11	要望・苦情の内容
12	手数料の納付方法
13	手数料の納付状況
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

【外部委託の記録】

○委託先の区分

委託の相手方を委託業務が分かるように記録します。

○委託の期間

単年度か、継続（2ヶ年度以上継続されるもの）かを選択します。なお、契約期間ではなく、個人情報の取扱いを委託する期間で判断します。

○委託の内容

個人情報の取扱いを委託する業務の内容を記録します。

○再委託の内容・理由

委託の内容のうち、再委託する業務内容、理由を記録します。

○委託の条件

契約書面等に記載する事項です。原則、全て☑となります。

○個人情報の授受の方法

委託先との授受方法を記録します。外部結合による授受を行う場合は、対応する【外部結合の記録】を記録します。

		報告
自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)		
業務の名称	ごみ・資源等の収集・回収に関する業務	
主管部課名	環境部杉並清掃事務所	
業務の根拠法令等	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び規則	
利用目的(全体)	ごみ・資源等の収集・回収を行なうため	

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 ＜第1号＞	ア	粗大ごみの受付業務
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※正確に 記載	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
		ア	イ	ウ	エ	・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。＜第5号＞ 委託先等に取り扱わせることが必要な理由	
1	手数料の納付方法	○					粗大ごみの受付における内容を把握し、状況に応じて個別対応するため
2	手数料の納付状況	○					粗大ごみの受付における内容を把握し、状況に応じて個別対応するため
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

【自己点検表②－1（外部委託）】

○委託先に行わせる業務の内容（第1号）

外部委託の記録に記録した業務内容ごとに記載します。

○再委託等を行う業務の内容（再委託等を行う場合）

再委託等を行う業務を確認します。

○1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報（第5号）

委託先に取り扱わせる項目についての点検事項です。各項目について、どの業務内容で取り扱うか確認するとともに、委託先に取り扱わせることが必要な理由について確認します。

	報告	
自己点検表②-2(☑外部委託・☐指定管理者)		
業務の名称	ごみ・資源等の収集・回収に関する業務	
主管部課名	環境部杉並清掃事務所	
業務の根拠法令等	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則	
利用目的(全体)	ごみ・資源等の収集・回収を行なうため	

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑	選定に使用した選定基準等	
☑	① 個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑	② 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	③ 【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)(第3号イ)	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	④ 【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)(第3号ウ)	
☑	⑤ 個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑥ 個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑦ 個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑧ 個人情報の漏えい等の事象の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑨ 委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑩ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑪ 【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託される個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)(第3号ニ)	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑫ 【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)(第3号サ)	
☑	⑬ 関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑	⑭ 委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	仕様書に管理実施体制及び個人情報の管理に関する記載する。
☑	⑮ 委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実施検査により確認を行うか。〈第6号〉	行う。
☑	⑯ 【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱われる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑧の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑨の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)(第7号)	再委託は行わない。
☑	⑰ 【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑	⑱ 委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘密性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報は全て業務に必要なため、措置は行わない。
☑	⑲ 委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	個人情報の授受にあたっては、パスワードを設定し、クラウド上でのやり取りを行う。 また、操作ログ情報の確認作業を定期的に行う。

【自己点検表②ー2（外部委託）】

○2．委託先の選定に使用した基準（①）

委託先の選定に関する基準について確認します。

○3．委託先に係る契約条項（②～⑬）

契約書等に必要事項を記載することについて確認します。必要事項を記載しない旨の記載をする場合は、その理由と代替措置を確認します。

○4．委託先に係る確認事項（⑭～⑲）

委託先等に業務を行わせるに当たり講じる措置について確認します。確認事項に対する具体的な対応を記載し、措置を講じない場合はその理由と代替措置を確認します。

目的外利用をした記録1

目的外利用をした業務の名称	(a) 空家等対策の推進 に関する業務	
目的外利用をした業務の利用目的	空家等実態調査を実施するため 老朽危険空家の除却工事費の助成を行うため 空家等の利活用を推進するため 老朽化した建築物の是正指導及び処分を行うため 環境上問題のある空家等の是正指導及び処分を行うため	
目的外利用の根拠	☒ 法第69条第1項(法令に基づく場合) ☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき) ☐ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)	
	上記の法令根拠又は相当の理由	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
目的外利用の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☒ 電子計算組織 ☐ その他:	
目的外利用をされた業務の名称	(b) 介護保険資格管理 に関する業務	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	住所
2	住所等異動状況
3	特別養護老人ホーム旧措置入所等状況
4	適用除外施設入所等の状況
5	介護保険施設入所状況
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

【目的外利用をした記録】

- 目的外利用をした業務の利用目的
利用する（取得する）業務側の利用目的を記録します。
- 目的外利用の根拠
法第69条の該当条文を選択します。
- 上記の法令根拠又は相当の理由
根拠法令又は相当の理由を記録します。
- 目的外利用の方法
情報を取得する方法を記録します。
- 目的外利用をされた業務の名称
利用される（提供する）業務の名称を記録します。
- ※利用される業務側には同一の内容の【目的外利用をされた記録】を作成し綴りますが、自己点検の手続の際には省略します。

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	空家等対策の推進に関する業務
主管部課名	都市整備部住宅課
業務の根拠法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
利用目的(全体)	老朽化した建築物の是正指導及び処分を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	介護保険資格管理		
	部課名	介護保険課		
	目的外利用を行う理由	空家等の所有者の居所等を把握するため		
外部提供	外部提供先の種別			
	外部提供先(詳細)			
	外部提供の方法		方法(詳細)	

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
目的外利用又は外部提供が必要な理由					
1	住所	☑ 空家等の所有者の居所等を把握するため	11		
2	住所等異動状況	☑ 空家等の所有者の居所等を把握するため	12		
3	特別養護老人ホーム旧措置入所等状況	☑ 空家等の所有者の居所等を把握するため	13		
4	適用除外施設入所等の状況	☑ 空家等の所有者の居所等を把握するため	14		
5	介護保険施設入所状況	☑ 空家等の所有者の居所等を把握するため	15		
6		□	16		
7		□	17		
8		□	18		
9		□	19		
10		□	20		

【自己点検表④ー1 (目的外利用)】

○1. 目的外利用を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)

目的外利用を行う項目についての点検事項です。各項目について、目的外利用が必要な理由について確認します。

		報告	
自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)			
業務の名称	空家等対策の推進に関する業務		
主管部課名	都市整備部住宅課		
業務の根拠法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項		
利用目的(全体)	老朽化した建築物の是正指導及び処分を行うため		

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
記号	確認事項	具体的内容・具体的対応等	
☑①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠をプルダウン から選択⇒	●【利用目的以外の目的の場合】法第69条 第1項
		根拠	【目的外利用・利用目的以外の目的のための外部提供】 目的外利用又は外部提供を行う法令根拠があるとき。
		具体的 内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項
☑②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する 場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④ に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉		
☑③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人 情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供 先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法 令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面 (電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉		
☑④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の 者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基 づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求 めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時 に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録 するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉		
☑⑤	個人情報を提供することに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低 減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘密性等その 内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別すること ができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等 の措置を講ずるか。〈第7号〉		
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
記号	確認事項	具体的内容・具体的対応等	
☑⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目 的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に 基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉		
☑⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、 同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個 人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉		
☑⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目 的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に 基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉		

【自己点検表④ー2（目的外利用）】

○2. 目的外利用に係る確認事項（①）

- ・目的外利用の根拠等について確認します。

※②～⑤及び「3. 利用目的以外の目的のための外国にある第
三者への外部提供に係る確認事項」（⑥～⑧）は外部提供に係る
点検項目のため、目的外利用の自己点検では対象となりません。

外部提供の記録

業務の名称	子どもショートステイ に関する業務	
部課名	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課	
外部提供を受ける者	保険会社、保険取扱代理店	
外部提供を受ける者の利用目的	自動車保険加入のため 交通事故により発生した損害について保険金を支払うため	
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☐ 法令根拠あり ☒ 相当の理由がある
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)
		☐ 法第69条第2項第3号 ☐ 法第69条第2項第4号
上記の法令根拠又は相当の理由	自動車保険加入のため 交通事故により発生した損害について保険金を支払うため	
外部提供の方法	☐ 閲覧 ☒ 文書 ☐ 磁気媒体 ☐ 外部結合 ☐ その他: 外部結合による提供	
外部提供の相手方に求めた措置の内容		

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	住所
2	氏名
3	連絡先
4	生年月日
5	事故の内容・経過
6	車両情報
7	加入保険の内容
8	検診の結果
9	資格
10	印影
11	事故の有無
12	運行状況
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

【外部提供の記録】

- 外部提供を受ける者
区が情報を提供する相手方を記録します。
- 外部提供を受ける者の利用目的
相手方の個人情報の利用目的を記録します。
- 外部提供の根拠
利用目的内の提供か、利用目的外の提供かにより、該当する項目を選択します。
- 上記の法令根拠又は相当の理由
根拠法令、相当の理由を記録します。
- 外部提供の方法
情報を提供する方法を記録します。外部結合による授受を行う場合は、対応する【外部結合の記録】を記録します。
- 外部提供の相手方に求めた措置の内容
個人情報を提供するに当たり、必要があると認めるときに提供を受ける相手方に求めた措置内容を記録します。

報告	
自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)	
業務の名称	子どもショートステイに関する業務
主管部署名	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	保護者の疾病・出産・看護・事故等による子どものショートステイ実施のため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	
	部署名	
	目的外利用を行う理由	
外部提供	外部提供先の種別	民間事業者
	外部提供先(詳細)	保険会社、保険取扱代理店
	外部提供の方法	文書 方法(詳細) 郵送またはFAX

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
		目的外利用又は外部提供が必要な理由			目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	住所	☑ 事故関係者の情報を管理するため。	11	事故の有無	☑ 保険加入に必要な情報を管理するため。
2	氏名	☑ 保険加入に必要な情報、事故関係者の情報を管理するため。	12	運行状況	☑ 保険加入に必要な情報、事故関係者の情報を管理するため。
3	連絡先	☑ 事故関係者の情報を管理するため。	13		☐
4	生年月日	☑ 事故関係者の情報を管理するため。	14		☐
5	事故内容・経過	☑ 事故関係者の情報を管理するため。	15		☐
6	車両情報	☑ 保険加入に必要な情報、事故関係者の情報を管理するため。	16		☐
7	加入保険の内容	☑ 保険加入に必要な情報、事故関係者の情報を管理するため。	17		☐
8	検診の結果	☑ 事故関係者の情報を管理するため。	18		☐
9	資格	☑ 事故関係者の情報を管理するため。	19		☐
10	印影	☑ 事故関係者の情報を管理するため。	20		☐

【自己点検表④ー1 (外部提供)】

○1. 外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)

外部提供を行う項目についての点検事項です。各項目について、外部提供が必要な理由について確認しています。

	報告	
自己点検表④-2(口目的外利用・☑外部提供)		
業務の名称	子どもショートステイに関する業務	
主管部署名	子ども家庭部子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課	
業務の根拠法令等		
利用目的(全体)	保護者の疾病・出産・看護・事故等による子どものショートステイ実施のため	

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
②	確認事項	具体的内容・具体的対応等	
①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。〈第2号・第3号〉	根拠をプルダウンから選択⇒	①【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある
		根拠	【利用目的のための外部提供】保有個人情報等を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。
		具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 区から保険会社及び保険取扱代理店に委託家庭等の個人情報等を提供し、必要な補償を得るため。
②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉		
③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面（電磁的記録を含む。）を取り交わすか。〈第5号〉		
④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉		
⑤	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘密性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができない記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報は全て業務に必要なため、当該措置は実施しない。	

3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報等を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
⑧	確認事項	具体的内容・具体的対応等	
⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉		
⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉		
⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉		

【自己点検表④ー2（外部提供）】

○2．外部提供に係る確認事項（①～⑤）

- ・外部提供の根拠等について確認します。（①）
- ・法第69条第2項各号の規定に基づく提供に当たり講じる措置（②、④）、法第69条第2項第4号の規定に基づく提供の場合に、法第70条の規定に基づき、提供先との間で書面を取り交わすか（③）、個人情報の提供に当たり、情報の一部削除（提供先の業務において住所の全てを把握する必要がないため、「阿佐谷南1ー15ー1」を「阿佐谷南1」にする等）や置き換え（氏名をイニシャルや通し番号に換える等）の措置（⑤）について確認します。

○3．利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項

- ・法第71条の規定に基づく外国にある第三者への提供に係る措置（⑧～⑩）を確認します。

電子計算組織への記録

電子計算組織 の名称	粗大ごみ申告受付システム		
	No	業務名	部課名
利用業務	1	ごみ・資源等の収集・回収に関する業務	環境部杉並清掃事務所
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	受付番号
2	受付年月日
3	収集予定年月日
4	収集完了年月日
5	納入者氏名
6	排出納入者電話番号
7	納入者住所
8	メールアドレス
9	品目コード
10	手数料
11	減免金額
12	手数料減免承認番号
13	区内住宅地図
14	電話番号
15	ごみの形状
16	粗大ごみ等品目内容及び量
17	手数料減免理由
18	収集場所
19	収集状況
20	運び出し理由
21	運び出し下見日時
22	手数料減免承認年月日
23	申し送り事項及び連絡事項
24	申込み区分
25	手数料の納付方法

項番	記録の項目
26	手数料の納付状況
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

【電子計算組織への記録】

○電子計算組織の名称

個人情報を記録するシステムの名称です。商品名ではなく、当該システムの処理内容が分かるような名称を付けます。

○利用業務

当該システムを利用している業務と業務の主管課を記録します。
システムについて、複数の業務で課を横断して利用していることもあります。

自己点検表⑤-1(電算入力)		報告	
業務の名称	ごみ・資源等の収集・回収に関する業務		
主管部課名	環境部杉並清掃事務所		
業務の根拠法令等	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び規則		
利用目的(全体)	ごみ・資源等の収集・回収を行なうため		

システム名	粗大ごみ申告受付システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	粗大ごみ受付及び収集、臨時ごみ受付及び収集管理業務

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の 範囲及び妥当性(第1号)	No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の 範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 (第1号)			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 (第1号)
No		電子計算組織への記録が必要な理由	No		電子計算組織への記録が必要な理由
1	手数料の納付方法	粗大ごみ受付及び収集管理業務	11		
2	手数料の納付状況	粗大ごみ受付及び収集管理業務	12		
3			13		
4			14		
5			15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20		

【自己点検表⑤－1（電算入力）】

○1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号）

システムに入力する項目についての点検事項です。各項目について、システムに記録することが必要な理由について確認します。

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	ごみ・資源等の収集・回収に関する業務
主管部課名	環境部杉並清掃事務所
業務の根拠法令等	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び規則
利用目的(全体)	ごみ・資源等の収集・回収を行なうため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)																		
・保有個人情報等を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>																		
①	対象者数 <第2号ア>	2700	人	②	操作員数 <第2号イ>	130	人	③	操作員種別 <第2号ウ>	区職員及び区職員以外	操作員の詳細 <第2号エ関連>	区職員、コールセンター職員、収集業者職員						
④	データ処理件数 <第2号エ>	2700	件	⑤	操作端末種別 <第2号オ>	独自調達端末(独自ネットワーク)	その他の場合 操作端末の詳細 <第2号オ関連>											
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>																		
確認事項				確認事項への具体的対応・代替措置等														
⑥	保有個人情報の秘密性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など				①	バックアップ	自動で日次・週次及びシステム変更等が発生した都度バックアップを行う											
					②	データの暗号化	データは全て暗号化されている。											
					③	ログの取得管理	重大システムソフトにより、随時自動で取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を行っている。											
					④	パスワード認証	PC等のログインに当たっては、個人のIDとパスワード認証を行う。また、総務省のパスワードガイドラインに基づき設定している											
					⑤	ICカード認証												
					⑥	生体認証												
					⑦	データ持ち出し管理ソフトの導入							区職員で指定したシステム管理者のみ指定されたID・パスワードでデータを取得。その場合、アクセスログが自動的に取得される。					
					⑧	ウイルス対策ソフトの導入	区及び委託事業者が使用しているPCにはウイルス対策ソフトを導入している。											
					⑨	無停電電源装置(UPS)の導入	サーバに無停電電源装置を導入している。											
					⑩	(その他)												
⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>				区職員については、技能長及び担当者のみとし、委託事業者については、委託事業者からの申し出により登録有無を区が判断し登録している。													
⑧	保有個人情報の秘密性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報等が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>				区職員で指定したシステム管理者のみ持ち出し可能。持ち出す場合は上司に確認し、持ち出し記録簿を記入する。外部への送信はできない仕様となっている。													

【自己点検表⑤-2 (電算入力)】

○2. 電子計算組織に係る確認事項

・電子計算組織に記録するに当たっての確認事項

記録される対象者数(①)操作員数(②)、操作員種別及び詳細(③)、データ処理件数(④)、操作端末種別及び詳細(⑤)について確認します。

・電子計算組織に係る確認事項

セキュリティに係る措置等(⑥)、アクセス権限の管理(⑦)、システムに記録される個人情報の複製、送信、個人情報等が記録された媒体の外部への送付、持ち出しの管理(⑧)について確認します。

外部結合の記録1

業務の名称	ごみ・資源等の収集・回収	に関する業務
部課名	環境部杉並清掃事務所	
外部結合の相手方	クラウドサービス提供事業者 ※電気通信回線の接続先	
外部結合の方法	☐ LGWAN回線 ☒ インターネット回線 ☐ 専用回線: ☐ その他:	
外部結合を行う理由	粗大ごみ受付管理のため	
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	民間事業者(コールセンター)	
関連帳票	外部委託の記録 3	

項番	外部結合による提供をした個人情報の項目
1	収集状況
2	手数料の納付方法
3	手数料の納付状況
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による取得をした個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	電話番号
4	電子メールアドレス
5	粗大ごみの内容・量
6	手数料減免理由
7	建物の状況
8	手数料
9	区内地図
10	申込日・収集予定日
11	申し込み事項及び連絡事項
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

【外部結合の記録】

○外部結合の相手方

電気通信回線の接続先を記録します。個人情報を提供、取得する相手方ではなく、個人情報の授受に当たって利用するシステムへの接続に当たっての相手方を記録します。

○外部結合の方法

電気通信回線による接続について、利用回線を記録します。

○外部結合を行う理由

個人情報の授受に当たり外部結合を実施するため、何のために外部結合を行っているか記録します。

○外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方

当該外部結合により個人情報を提供・取得する相手方を記録します。外部委託先との授受の手段、外部提供先への提供の手段として外部結合が行われることから、関連帳票として外部委託の記録、外部提供の記録を記録します。

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	ごみ・資源等の収集・回収に関する業務
主管部課名	環境部杉並清掃事務所
業務の根拠法令等	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び規則
利用目的(全体)	ごみ・資源等の収集・回収を行なうため

システム名	粗大ごみ申告受付システム
外部結合を行う業務の内容	粗大ごみ受付管理業務

外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。(第1号・第2号)	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	外部結合が必要な理由	
1	手数料の納付方法		☒	粗大ごみ受付業務を行うため
2	手数料の納付状況		☒	粗大ごみ受付業務を行うため
3			☐	
4			☐	
5			☐	
6			☐	
7			☐	
8			☐	
9			☐	
10			☐	

【自己点検表⑥ー1（外部結合）】

○1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性（第1号・第2号）

外部結合により提供・取得する項目についての点検事項です。
各項目について、外部結合が必要な理由について確認します。

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	ごみ・資源等の収集・回収に関する業務
主管部課名	環境部杉並清掃事務所
業務の根拠法令等	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び規則
利用目的(全体)	ごみ・資源等の収集・回収を行なうため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)			
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>			
①	外部結合の相手方<第3号>	民間事業者	相手方の詳細<第3号関連>
②	外部結合の方法<第4号>	インターネット回線	その他の場合の詳細<第4号関連>
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>			
	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等	
③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>	根拠をプルダウンから選択⇒	③【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある
		根拠	【利用目的のための外部結合による提供】保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。
		具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相當の理由、特別な理由等について記載】粗大ごみ受付管理のため
④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要であると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>		
⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>		
⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要であると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>		
⑦	個人情報を削除するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の属性性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の番号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>	提供する個人情報は、粗大ごみ受付業務に必要な情報であるため、当該措置は講じない。	
⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>		
⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>		
⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>		

【自己点検表⑥-2 (外部結合)】

○2. 外部結合に係る確認事項

- ・外部結合に係る基本確認事項(第3号・第4号)

外部結合の相手方及び詳細(①)、外部結合の方法及び詳細(②)について確認します。

- ・(提供の場合のみ)外部結合に当たり施す措置

外部結合により個人情報を提供する場合について、提供を行う根拠(③)、法第69条第2項各号の規定に基づき外部結合により個人情報を提供する場合の措置(④、⑥)、法第69条第2項第4号の規定に基づく提供の場合に、法第70条の規定に基づき、提供先との間で書面を取り交わすか(⑤)、個人情報の提供に当たり、情報の一部削除(提供先の業務において住所の全てを把握する必要がないため、「阿佐谷南1-15-1」を「阿佐谷南1」にする等)や置き換え(氏名をイニシャルや通し番号に換える等)の措置(⑦)、法第71条の規定に基づく外国にある第三者への提供に係る措置(⑧～⑩)を確認します。